

日金協発第令 4-34 号
令和 4 年 6 月 3 日

株式会社商工ビジネスバンク
代表取締役 塚田 陽一 殿

日 本 貸 金 業 協 会
会 長 今 井 三 夫

会員権の消滅について（通知）

貴社は、登録行政庁（東京都知事）より下記のとおり登録の取消し処分を受けました。
これに伴い、貴社は同日付で定款第 9 条第 2 項第 2 号の規定により協会員たる資格を失いましたので、定款の施行に関する規則第 11 条第 2 項第 1 号の規定によりその旨を通知します。

記

名 称	株式会社商工ビジネスバンク
協会員番号	日本貸金業協会会員第 006086 号
登録番号	東京都知事(1)第 31743 号
登録年月日	令和元年 5 月 27 日
処分年月日	令和 4 年 5 月 25 日
処分の内容	登録の取消し
適用条文	貸金業法第 24 条の 6 の 5 第 1 項第 1 号

以上